

Title	東欧社会主義国家の理論と現実
Sub Title	Theory and reality in the socialist states in eastern Europe
Author	森田, 昌幸(Morita, Masayuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.2 (1990. 2) ,p.347- 368
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	中澤精次郎先生追悼号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900228-0347

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

東欧社会主義国家の理論と現実

森 田 昌 幸

一、序

二、社会主義国家成立過程

1 ソウイェト

2 ポーランド

3 チェコスロヴァキア

一、序

世界最初の社会主義国家が、一九一七年ロシアに誕生して七二年の年月が経過した。その後第二次世界大戦を契機としてヨーロッパにアジアに、そして最近ではアフリカにも社会主義国家が続々と雨の後の竹の子のように出現した。しかしこれら多くの社会主義国家は、その経営に困難をきわめ、政治的にも経済的にも根本的に考え直さなければならぬ事態に直面しているのが現状である。この原因は一体何であろうか。原因をさぐり出し、つきとめるためには、社会主義政権成立の過程を今一度ふりかえって再検討してみる必要があるのではないだろうか。というのは、何故多

くの国家で社会主義政権が成立したのか、あるいは社会主義化の必要が本当にあったのかという基本的課題に対する考察が、かならずしも十分なされていない嫌いがあるからである。換言するならば、本当は社会主義化の必要性がなかったのではないかということにもなる。もし必要性あったことであれば、その後の社会主義経営に政策当局は責任を負わねばならない。反対に国民的願望からの必要性がなかったとすれば、一部共産主義者や外国勢力による社会主義化であって、いわば国民多数の支持を受けていないのであるから、政権成立後の経営がうまく行く訳がないのは自明の理である。

それとも経営の問題でもなく、また国民の支持の仕方でもなく、社会主義の理論そのものに重大な欠陥が内在しているという場合も考えられる。本論では以上のような問題意識をもって東欧の社会主義国家に関して若干の考察を試みることにしたい。その際社会主義とは次のように理解するものとする。即ちマルクス・レーニン主義を基調として、政治的には一党独裁体制、多くの場合共産党が事実上の政権党であるが、名称は共産党とは限らない。正確には共産主義者による政党で一党独裁体制である場合をいう。経済的には個人的財産を除く私的所有の禁止、基幹産業の国有化、外国貿易の国家独占等を基本政策とした中央集権的計画経済体制を採用している場合である。

ところで第二次世界大戦後の東欧諸国で成立した社会主義を人民民主主義と呼ぶ場合があるので一言ふれておきたい。確かに東欧諸国の中には、国家の正式名称に人民民主主義を使用している場合がある。例えばポーランドの国名は *Polska Rzeczpospolita Ludowa* ⁽¹⁾ であり、その憲法第一条で「ポーランド人民共和国は人民民主主義の国家である」と明記している。チェコスロヴァキアも同様である。あるいはルーマニアのように成立当初は人民民主主義共和国を称し、その後社会主義共和国に名称を変更した例もある。この人民民主主義という表現には、政治権力の主体が人民そのものであるという意味と、もうひとつ政治権力の担当者の中に共産主義者でない人々即ち自由主義者や国家主義者を内包しているという意味と二重の性格を有している。例えば、ルーマニアが一九六五年に、「ルーマニアは

今や人民民主主義の段階を乗り越えて社会主義の段階に到達した⁽²⁾」として国名をルーマニア社会主義共和国とした場合などは、政治権力担当者の中から共産主義者以外の人々が除去されたことを意味している。

従って、人民民主主義は本来ならば共産党単独で政治権力を掌握し得ないにもかかわらず、他の政治勢力との妥協と協力のもとに社会主義政権樹立を強行したことを物語っているともいえるのである。東欧諸国の多くは大戦後このような運命をたどった。あるいは、より正確な表現をすれば、大国の圧力のもとに、たどらざるを得なかったともいえるであろう。当然そこには人民民主主義と西欧の民主主義との相違も問題となってくる。大戦後四〇年間にわたる東欧諸国が経験した苦悩は、人民民主主義が真の民主主義でなかったことを物語っているのであるが、人民民主主義を西欧の民主主義よりも優れたものであるかの如く評価する立場もある。例えば次の主張がその具体例である。

「それはソ同盟の強い力の直接間接の援助によって、共産党を原動力とする労働者階級の指導のもとに、労働者と勤労農民との同盟を基盤として、非プロレタリア勤労大衆、プチ・ブルジョアジー、インテリゲンチヤ等の諸社会層が、かの従来ドイツ帝国内主義と結托してきた大資本家や地主ともという搾取者たちを抑圧して、次第に資本主義を清算して漸次に社会主義に移行せしめる、新しい型の民主主義たる人民民主主義の政権であった。人民民主主義は、明らかに、プロレタリア人民主義の一種であり、ブルジョア民主主義に対立するものである。(中略)しかも、プロレタリアートの独裁は、労働者階級と農民階級が同盟して、その意思に基いて行われる支配であって、社会の多数者の意思に基く支配であり、ブルジョア・デモクラシーよりも遙かに民主的であり、真のデモクラシーだといって差支あるまい。」⁽³⁾

現在の東欧諸国の国民がこの主張を聴かされたら一体何というであろうか。恐らく一様に当惑するであろう。しかし一方では、また次のような見解もあることに注目しなければならない。

「東ヨーロッパとはどういうところか、それが大づかみにわかるような本を書こう、と考えたのは一九六一年の秋、ユーゴースラヴィア、ハンガリー、ポーランド、チェコスロバキアの東欧四カ国を旅行したときであった。短い旅であったが、いろいろ

と眼を開くことが多かった。その中のひとつとして、東欧諸国は近い将来、必らずソ連から離れて西側にその顔を向けるようになるであろう、そうなったら、そのような東欧諸国を乗り越えて、ソ連が西欧諸国をおびやかすことは不可能になる、すなわちそれは、とりも直さず世界平和が実質上成就することである、とこのように考え、これはひとつ、その東欧諸国が西を向き出す前に、十分に東欧諸国の実態を研究しておくことだ、と考えた。⁽⁴⁾

ここに引用した二例は同じ東欧諸国を考察の対象としながらも、その見解を大きく異にしている。しかも前者の見解は現在の東欧諸国の実態から遠く乖離してしまっているのに対し、後者は二三年後の今日を見事に予測している。このように大きな相違は何故起るのであるか。それは前者が外国の学者マルクスやエンゲルスやカウツキーの理論を鵜呑みにして現実を直視せず、理論を現実にはめることだけを考えた結果である。つまり現実世界が理論世界に働きかける力よりも理論世界が現実世界を動かす力のほうを重視しすぎたがためでもある。これに対して後者は外国の学者の理論など一切関係なく、考察の対象となる国家を直接歴訪し目撃した事実を自己で判断し、そこから一つの仮説を立てたわけである。学問研究の方法として何れが正しい道であろうか。ここで多くを論ずる予定はないが、常々十分に心にとめておく必要がある。その点で次の警鐘はまさに傾聴に値する。

「今なお西洋学者の後楯がなければ何事も言い切らぬような心掛けの、日本人としての自負、学者としての自信に欠けた態度の者が免かく我が学界に口数の多いことを残念に思う者である。ドイツの新学説に抛らねば日本独自の政治を説くことが出来ぬ者は、紛れもなく学問の植民地人であつて、初めから日本独自の政治など説く資格のない者である。西洋の或学説を批判するのに、其学説を批判した他の西洋学者の説を一つ又は幾つか取って来ること以上に出られない、もしくは出ようとしない者も同様である。自説を立てるのに、欧米学界に对立する二学説を安直に折衷したり、数種の流行学説から非難の多い点だけ切捨てたあとを万遍なくつなぎ合せることに努力する者は、学者の頭の使いどころを取り違えて居るのではないか。然し学説というものは左様な生易しいものではない。」

今日の東欧諸国を考察し理解しようとする時、マルクス・レーニン主義によって建国された国家であるなどと簡単

に決め込んでかからないことが先ず大切である。確かに、ポーランドにせよハンガリーにせよルーマニアにせよ東欧諸国の憲法には、マルクス・レーニン主義の基本原則を前提として、人民民主主義国家が建国されたことが明記されている。しかし憲法に規定されていることが文字通り現実社会で実現されていけば、まさに理想社会の出現となるであろう。多くの場合、ただ宣言されているだけである。現実世界には憲法の規定と正反対の場合さえある。中華人民共和国憲法第八七条、第八八条、第八九条、第九〇条は日本国憲法第二二条、第二三条、第三四条、第三五条と同様に言論、出版、集会、結社、街頭行進、示威運動の自由および宗教、身体、不法逮捕の自由等が明確に保障されている。この憲法上の規定が僅かでも実施されていれば天安門の悲劇は起り得なかったであろう。憲法は現実世界の政治の前に何の存在価値もなく無力であった。

東欧諸国の国民一般には、憲法の規定通り自国がマルクス・レーニン主義に基いて建国されたという意識は極めて薄く、むしろファシストとの闘争の過程でドイツ軍支配からの解放に協力した結果として新生国家が誕生したと考えている人々のほうが圧倒的に多い。その動機は社会主義の実現でも共産主義社会への移行でもなく、まさに自己の生活の必要上からであった。かつてアメリカ独立戦争に参加したニュー・イングランドの農民に後日若い歴史学者が独立戦争参加の動機を質問したところ次のような返答がかえってきたという。

「お若いのよ、わたしたちが赤服の連中と闘ったわけはこうだ。わたしたちはずっと自治でやってきたし、またずっとやっていこうとしていたのだ。奴らがそれを認めなかったから、戦争になったまでさ！」⁽⁶⁾

その上この農民はハリントン、シドニー、ロックの何れの理論もまったく知らなかったという。国民一般とは常にこのような存在である。生活に必要な一定水準の衣食住が確保され生命財産の保障が与えられれば、革命や戦争に積極的に参加しようなどと考える国民は皆無といってもよい。東欧諸国の社会主義化が成功であるか失敗であるかの基準点は、国民一般の生活水準が向上したか下落したか、特に西欧自由主義国家と比較した場合に優れているか劣って

いるかの一点にある。それも単なるGNPの比較や物価の比較ではなく、要は実感として生活が豊かになったと国民が考えているか否かにある。外国間の物価の比較そのものはあまり意味をなさない。

二、社会主義国家成立過程

1 ソヴィエト

ロシアに社会主義政権が成立した過程で慎重に考察すべきことは、二月革命から十月革命までの八カ月間にペトログラードおよびモスクワで何が起ったのかということである。二月革命における主役はポリシェヴィキの指導下で連日のようにデモを繰り返すことが出来た比較的大規模な工場の組織された労働者達であった。革命成功の直前の二月二四日には中小工場労働者も革命に参加することになるが、この時点では、もはや大工場も中小工場も区別はなくなっていたであろう。しかし二月革命成功後の権力の掌握方法に関しては、いわゆる二重権力の期間にポリシェヴィキが常に少数派であったことが逆にポリシェヴィキの権力への執着を一層強固なものにして行ったとも考えられるのである。それはソヴィエト代議員の選出過程で大工場労働者よりも中小工場労働者のほうが結果として有利となり、代議員の多数を占めることになったことも原因している。二月革命初期の段階において、まさに命がけで革命運動を遂行し、銃弾の雨の下をくぐり抜けてペトログラード守備隊の兵士を説得し、労働者と兵士の統一と団結を実現させたポリシェヴィキが、二月革命成功後に少数派であるが故に真の労働者階級による権力掌握が困難であることを痛感し、そのことが十月革命への原動力となったとも考えられる。少数派であるポリシェヴィキに対して多数派は立憲君主政体への妥協もしくは協力要請を断固として排除することが困難であった理由には、このようにメンシェヴィキ代議員の選出母体の政治的保守性も影響していると考えることが出来るのである。この時点ですでに革命勢力内部の対立即

ちプロレタリアート独裁を主張するポリシエヴィキと西欧民主主義を考慮に入れながらツァーリズム打倒に参加したメンシエヴィキの対立は明白であった。

ポリシエヴィキを一層刺激した出来事は革命に参加した労働者および兵士の武装解除である。二重権力という特異な形態解消のためには武装した労働者と兵士の武力を消滅させることから始めなければならない。穏健派指導者達は自己の命令を強制執行するための力を必要としていた。この力を有し必要な時に動員出来るのはソヴィエト軍事委員会であったから、事実上の権力はソヴィエトのみであったといえる。革命直後のペトログラード市街は武装した労働者や兵士が自由に闊歩していた。武器を手にして自ら革命を成功させた労働者や兵士の武装解除は極めて困難なことである。革命の主役は、この武装労働者階級と兵士だからである。命をかけて革命を成功させロマノフ王朝の専制支配に終止符を打った革命の立役者に対して、革命後に権力だけを掌握しようとする者がいたとしたら、まさに労働者階級の敵といわれてもやむを得なかつたであろう。特にポリシエヴィキから徹底的に憎悪されるのもまた当然である。

武力を背景に成功した二月革命は、革命を成功させた武力を自己抑制出来なくなってしまったのである。その結果武装労働者と兵士は絶対に武器を手離すことなく新生ロシアにおける武力の中心、権力の中心へと発展して行く。この武装集団は、この時点で西欧民主主義を目標とした穏健派とは訣別し、赤衛隊を誕生させ臨時政府と鋭く対決して行くのであるが、これら一連の指導は、いわゆる「全権力をソヴィエトへ」のスローガンのもとに一九一七年四月三日以降急速に具体化して行った。やがて半年後の十月革命へとポリシエヴィキの活動が開始されるのである。

レーニンが二月革命成功後のロシアに帰国したのは四月三日であった。ペトログラードの情勢は、この日から急転直下社会主義の方向へ転換を始めるのである。レーニンにとって革命とは社会主義革命でしかなかった。しかしソヴィエト内部で多数派を占めることによって、ポリシエヴィキが平和的に権力を掌握する方法は皆無であったといえる

のであろうか。事態はレーニンの武装蜂起論によって指導され十月二十五日の冬宮総攻撃へと発展する。「全権力をソヴィエトへ」はレーニンの指導の通りに実現し、ついにスモリーヌイに世界最初の社会主義政権が誕生することになったのである。

一九〇五年一月の「血の日曜日事件」から一九一七年二月までの間のロシア労働者階級は、まさに専制政治との闘争であった。二月革命の成功によってツァーリズムは打倒され専制支配は終了した。三月臨時政府が組織されニコライ二世は退位させられた。ポリシエヴィキは臨時政府の共和制も議会制民主主義も一切認めなかった。レーニンの十月革命に対する指導原理は臨時政府の存在を承認しないことであり、ポリシエヴィキにのみ忠誠を誓う武装集団即ち人民の軍隊を創設することであり、この武力を用いて他の一切の政治勢力を排除することであった。そして大工場の組織された労働者と皇帝の軍隊の兵士とを中心として社会主義政権を樹立することであった。その意味でスモリーヌイの政治権力は、まさにレーニンそのものであったといえよう。このレーニンの指導原理の背景にある思想と理論は、いうまでもなくマルクスのそれでありエンゲルスのそれである。

十月革命の武装蜂起による直接の犠牲者はペトログラードにおいては少数であったが、モスクワにおいては約二十人の死傷者を出した。死傷者の数も問題であるが、それ以上に想起しなければならないことは、十月革命を契機として外国干渉軍が新生ソヴィエト政権に圧力をかけ、同時に長期におよぶ反革命軍との内戦を引き起こしたこと、さらに二月革命後のツァーリズム打倒によって覚醒された周辺少数民族の民族独立運動が十月革命の結果レーニンの民族理論を背景に抑圧されてしまったことである。レーニンの民族政策はツァーリズムからの少数民族の解放であると同時にポリシエヴィズムによる新しい型の支配である。マルクスおよびエンゲルスの理論とレーニンの強烈な個性と指導力、これこそが後進ロシアを急激に社会主義化してしまったのである。しかしその代償は現在および将来のソヴィエト国民が支払わねばならないことになる。

ポリシェヴィキがレーニンの指導下に十月革命を成功させてから今日まで七二年を経たが、革命に参加した労働者が夢見た国家がロシアに出現したであろうか。現在のソヴィエトが直面する重要課題は第一に経済不振である。特に耐久消費財生産と農業生産⁽⁷⁾において不良である。西欧諸国と比較すれば、その較差は一目瞭然である。自国通貨ルーブルよりも外国通貨ドル、マルク、円のほうが価値が高い。これは本来ならば政府にとって由々しき問題であるが、現状は由々しき事態を過ぎて背水の陣の体勢で外貨の流通を事実上黙認している。ルーブルは東側の基軸通貨としての価値を完全に失ってしまった⁽⁸⁾。原因が基幹産業の国有化政策および中央集権的計画経済体制にあることは明白である。ゴルバチョフ政権がゴスプランの改組を提唱していることから首肯出来る。第二は政治的自由の問題である。ポリシェヴィキ即ちソヴィエト共産党のみが一党独裁体制を維持し続けることに対する批判に合理性ある解答は与えられていない。「全権力をソヴィエトへ」のスターガンは冬宮総攻撃とともに終止符を打たねばならなかった。ロード・アクトンの名言「権力は腐敗する。絶対的権力は絶対的に腐敗する」を引用するまでもなく、七二年間の一党独裁体制が正常に機能することはあり得ないのである。プロレタリアート独裁も「全権力をソヴィエトへ」もロマノフ王朝の専制支配打倒のための手段として援用されたのであれば、今日なお高く評価されたことであろう。手段の自己目的化ほど国家にとって危険な悲劇はない。しかし解決の道がない訳ではない。今日までは単なる宣言にすぎなかった憲法を忠実に遵守することである。憲法第五〇条⁽⁹⁾を実現させることにより複数政党制も承認され政治的自由は大きく前進することになる。第三は民族問題である。民族問題が発生する原因は十月革命および内戦期における周辺少数民族に対する民族政策の失敗と、第二次世界大戦中の強引な領土拡張政策の結果である。ナゴルノ・カラバフ事件は前者に起因しバルト三国問題は後者に原因している。民族問題はマルクス・レーニン主義の理論で簡単に解決出来る性格のものではなく、もし判断を誤るならば連邦の維持さえ困難となる可能性を内包している。ソヴィエト連邦憲法第七〇条は各民族の民族自決権を承認しており、第七二条は各共和国の連邦離脱の自由を保障している⁽¹⁰⁾。

以上三つの問題を解決することが社会主義再生の道であると考えられるが、ゴルバチョフ政権にとって重大な試練であるといえよう。というのは真の解決を実現しようとすればするほど社会主義再生の道からはずれ、社会主義を守る立場からの批判を受けるからである。しかし社会主義体制の中で解決しようとすれば、その解決には必ずから限界が生ずる。経済不振の解決策は資本制生産様式の是認と市場経済原理の導入が不可欠となる。政治的自由の実現のためには一党独裁体制は否定されなければならないし、言論、集会、結社等の表現の自由は完全に承認されなければならない。また民族問題解決のためには、究極的には各共和国の国家主権を完全に承認し連邦離脱の自由も認めなければならぬ。その結果はソヴィエト連邦の有名無実化であり社会主義体制の終焉である。そこには西欧自由主義国家と何ら変らないロシア共和国およびその他の共和国群が共存するのみである。二〇世紀初頭に誕生した社会主義国家は二〇世紀中かけて苦悩し、二〇世紀末には新しい自由国家を目差して前進して行くであろう。この大きな歴史の流れは誰も止めることは出来ないのである。

2 ポーランド

ポーランドの社会主義政権樹立は一九四四年七月ルブリンに成立した国民解放委員会に源を発する。この委員会はソヴィエト軍の援助を受けた事実上の政府で、ルブリン政権として以後ロンドン亡命政権と対立する。ルブリン政権は一九四四年十二月ポーランド臨時政府として正式に発足する。第二次世界大戦末期から大戦後にかけての一時期ポーランドはルブリンの社会主義政権とロンドンの自由主義政権という二重政権の苦悩を経験するのであるが、スターリンの強引な指導の結果ロンドン亡命政権はルブリン臨時政府に事実上吸収される形で統合され、一九四五年七月統一政府が成立した。統一政府は新生ポーランドの選挙管理政権であって、自由かつ公正な選挙の実施が最大の任務であった。しかし一九四七年一月施行の選挙は労働者党の徹底した選挙妨害のため自由主義政党であるポーランド農民

党は一般投票で六五%を獲得しながら四一一議席中わずか二八議席⁽¹²⁾しか獲得出来なかった。因に労働者党と社会党は同数の一一九議席であった。マルクス・レーニン主義政党である労働者党は社会党を換骨奪胎して一九四八年十二月これを吸収しポーランド統一労働者党を成立させたのである。少数勢力でしかない労働者党が事実上の第一党として政治権力を掌握し得たのは、いうまでもなく解放軍としてポーランドに駐留したソヴィエト軍の掩護射撃があったからである。

今日の統一労働者党が四〇年間にわたり一党独裁体制を維持し得た背景には、このような事実が隠されているのである。一九四七年一月の選挙が文字通り自由かつ公正な選挙として完全に実施され一切の大国の干渉を排除し得たならば、ポーランドは四〇年間にわたる苦悩を経験することなく自由主義国家として大きく発展したことであろう。しかしポーランド国民の自由への渴望は決して絶えることなく、あたかも寄せては返す波の如く政府を脅かし続けたのである。その最初の自由化運動は、一九五六年六月のポズナニ暴動であった。スターリンの死後三年が経過していたクレムリンにとってポズナニ暴動は大きな衝撃であった。七月ブルガーニン、ジュエーフがワルシャワ到着、十月にはフルンチョフ、カガノヴィッチ、ミコヤン、モロトフが同じくワルシャワに到着している。クレムリンの圧力にもかかわらず民族共産主義者ゴムルカを第一書記に選出し、ポズナニ暴動は失敗であったがソヴィエトに対してささやかな抵抗を示すことが出来た。ポズナニに続いて一九七〇年十二月グダンスクにおいて反政府暴動が発生した。グダンスクでは一九八一年八月にも自由化運動が勃発している。この一九八一年の自由化運動こそ、今日のポーランドの方向を決定する運動であった。グダンスクのレーニン造船所労働組合を中心としてワレサに指導された「連帯」は当時すでに九百六〇万人の支持者を得ていた。同じく当時の統一労働者党員が二百五〇万人であるから、「連帯」はすでに第一党としての資格を有していたことになる。

ワレサの「連帯」に対する支持はグダンスクのみならずワルシャワ、ルブリンその他ポーランド全土に拡大し、ヤ

ルゼルスキー政権は戒厳令を布告せざるを得なかった。その後「連帯」は非合法化されるのであるが、やがてその存在を正式に承認され合法的政治活動を展開するにいたるのである。ポーランドの自由化運動は常に労働者、知識人を中心とした一般国民によって担われており、ゴルバチョフによるソヴィエトの改革とは反対である。ポーランド型草の根民主主義といえよう。当面するポーランドの課題は経済改革である。一九八六年末で三一八億ドルの対西側累積債務をかかえており返済のめどは立っていない。累積債務の内容が生産財生産に関係した借入であれば問題とならない場合もあるが、単なる消費財の場合は将来に向けての生産とならない訳であるから悪質な借入となる。西側政府あるいは金融機関からの借入によって高技術水準の生産が行われ外貨獲得に貢献出来るならば、累積債務があること自体は、それほど深刻に考える必要はないのであるが、ポーランド経済の現状は、このような良質のものではない。解決策は基幹産業の国有化を廃止し大企業の株式会社化を実施し同時に株式を広く国民に公開することである。形式的に株式会社化を実施しても株主が政府のみであるような形態では効果は期待出来ない。大企業の株式会社化を資本主義への復帰であると考えて消極的であったり禁止したりしては、ポーランド経済の活性化は不可能に近い¹³⁾。株式会社化と同時に西側先進諸国の資本を導入する必要がある。その場合百分現地法人を承認すべきである。ただし西側資本導入を促進するためには政治的安定が必要不可欠となる。ポーランド政府が市場経済原理を導入するとともに私企業による利潤追求を承認するならば、西側資本は流入し易くなるであろう。政治的自由化の第一歩は複数政党制の承認に始まる。現在では「連帯」が合法化されたが、今なお完全な自由選挙は認められていない。ポーランドの議会選挙では統一労働者党が第一党となるよう制度的保障が与えられている。これでは議会制民主主義とはいえない。しかし近い将来この制度的保障は廃止され、完全な自由選挙が実施される日が来ることは間違いないといえる。

何故このような予測が可能であるか証拠を示せといわれれば証拠はないのであるが次のように考えることが出来るのではあるまいか。一九四四年七月ルブリンに成立した国民解放委員会はソヴィエト軍に支援された共産主義者によ

って構成されていた。その後統一政府を組織し、やがて社会党を吸収し統一労働者党として一党独裁体制を今日まで維持するのであるが、マルクス・レーニン主義政党を自認するにしては不思議に思われる点がいくつかある。第一は一九五六年六月のボズナニ暴動の後に党中央はクレムリンから強力な圧力を受け、いわゆる「十月政変」を経験するのであるが、この時ロシア人⁽¹⁴⁾であるロコソフスキーを政治局が受け入れず、ゴムルカを第一書記に選出した事実である。ゴムルカは共産主義者でありながらポーランドの愛国者であった。ゴムルカ対ロコソフスキーの決戦はゴムルカの勝利に終わった。クレムリンと直結するロコソフスキーを選出することこそマルクス・レーニン主義者の最大の任務であり、クレムリンに対する忠誠ともなるのである。しかし事實は逆であった。第二は一九八一年十二月十三日ポーランド全土に非常戒厳令が布告された時である。ソヴィエト側は戒厳令布告以前にすでにワルシャワ条約機構軍最高司令官クリコフをワルシャワに派遣し重大な関心をもって事態の推移を見守っていた。クリコフはヤルゼルスキーに対し、「連帯」を解散させワレサ議長を逮捕することを要求し、ヤルゼルスキーが決断しなければワルシャワ条約機構軍が逮捕に向うことを表明した。同時にソヴィエト側はヤルゼルスキーの軍事援助要請があれば応ずる旨言明⁽¹⁵⁾している。もしヤルゼルスキーがソヴィエトに対して軍の出動を要請すれば、クリコフ最高司令官の命令通りワルシャワ条約機構軍の出動が行われたであろう。しかしヤルゼルスキーは戒厳令布告にとどまったのである。

ここでヤルゼルスキーの思想と行動について考えてみたい。ヤルゼルスキーはポーランド統一労働者党第一書記であるが、元来は軍人である。ポーランド国防軍上級大将である。第二次世界大戦中はドイツ軍と闘った軍人で大戦後はソヴィエトとの友好協力関係に努力した人物である。ワレサ議長の「連帯」によってポーランド国内は騒擾状態と化した⁽¹⁶⁾が、ワレサの背後には一千万人近いポーランド人の支持者がいる。ヤルゼルスキーが不幸にして単なるマルクス・レーニン主義者であったならばワルシャワ条約機構軍という名のソヴィエト軍の出動要請を行ったであろう。しかし戒厳令布告にとどめたことは、ヤルゼルスキーが単なるマルクス・レーニン主義者ではなく、まさにポーランド

の愛国者であったと考えるとよいであろう。ヤルゼルスキーは国民に向けて次のように呼びかけている。

「親愛なポーランド人同胞のみなさん。私はポーランドの伝統と習慣に深く根ざしたこの日にあたって、みなさんに呼びかける。この夕べを家庭ですごしている人々にも、職場に残り、勤務についている人々にも呼びかける。われわれはことしのクリスマスを異常な条件のもとでむかえている。私は戒厳令による規制が、いかに日常生活を困難にし、一人ひとりの計画を狂わせたかを知っている。しかし真実は、いま経過しつつある重荷、困苦、規制が、ついこの間まで、われわれの戸口に迫っていた同胞同志殺し合う紛争に比べれば、はるかに小さな悪だということである。（中略）ポーランドの前に開かれつつある唯一の道は、全社会の協力の道、社会主義的民主主義の深化の道である。再生の基本的諸構想を廃棄しようとはだれも思っていない。報復や、低劣なうつぶんばらしは、われわれには無縁である。社会主義ポーランドに軍事独裁は樹立されないであろう。しかし、また国家を崩壊させたり対決を主張する連中をいれる余地もないであろう。」⁽¹⁷⁾

この呼びかけを文字通りに受け取ることに疑問をもつことも考えられるが、ソヴィエト軍の軍事介入だけは絶対に回避したいと考えるヤルゼルスキーの判断は正鵠を得ていたといえよう。「連帯」がゼネストを決議した以上、戒厳令布告をもって対抗する以外に秩序維持の方法はなかったともいえる。注目すべきはワレサの即日逮捕が行われていないことである。戒厳司令部のワレサに対する行動は単にワレサを軟禁状態におくだけであった。ソヴィエト軍の軍事介入を要請するまでもなく、戒厳司令部の有する軍事力だけで「連帯」を武力弾圧することも可能であった。一九八九年六月中国共産党が北京天安門で示した行動と比較すれば、ヤルゼルスキー政権の対応は、ポーランドの内乱、ソヴィエト軍の軍事介入といった最悪事態を回避するための賢明なる方法であった。ヤルゼルスキーもまたポーランドの愛国者であり、決してソヴィエトの手先ではない。その意味で戒厳令布告をもってヤルゼルスキー政権の「連帯」弾圧と見る解釈もまた正しいとはいえないのである。

ルブリンに誕生した共産党員の集団は、ポーランドを社会主義国家として今日まで四〇年間にわたり支配し続けたのであるが、この集団はコミュニニストであると同時にナショナリストの側面も有していることになる。この事実はマ

ルクス・レーニン主義の原則に反することになるのである。しかし社会主義を近代化の手段と考えるならば、ポーランドの場合は社会主義をもって東方ソヴィエトとの友好の手段とし、同時に西方ドイツに対する防衛の手段とも考えられる。歴史の荒波に翻弄され続けたポーランド国民にとって真の敵と真の味方とを識別する能力は十分にそなわっていることであろう。

3 チェコスロヴァキア

チェコスロヴァキアにおける社会主義政権の成立過程もポーランドの場合と同様にソヴィエト軍の掩護射撃を受けつつ遂行された。チェコスロヴァキアは第一次世界大戦でオーストリア・ハンガリー帝国が崩壊する中から多年にわたる独立運動の結果として独立を達成した。独立の指導者はマサリクとベネシュであった。しかしその独立もわずか三〇年でナチス・ドイツの脅威のもとに消滅することとなった。当時のチェコスロヴァキア国民は西欧諸国がチェコスロヴァキアの独立を援護してくれるものと考えていたにもかかわらず一九三八年九月のミュンヘンにおける宥和政策で西欧諸国に見捨てられた形でナチス・ドイツの侵略の前にさらされる結果となった。しかし三〇年間という短期間であったがチェコスロヴァキアは第二次大戦直前まで自由主義国家としての歴史を有していた。

ドイツ軍に占領されたチェコスロヴァキアは東西両側からソヴィエト軍とアメリカ軍によって解放された。一九四五年五月五日アイゼンハワー連合軍最高司令官麾下のアメリカ軍部隊はブラハ西方八八キロの都市ブルゼニユまで進撃しドイツ軍を撃破した。同じくソヴィエト軍部隊はスロヴァキアの古都ブラチスラヴァを攻撃し東方からブラハへ進撃中であつた。この時点でチェコスロヴァキア国民はブラハの解放はアメリカ軍であると考え、またアメリカ軍による解放を熱望していたのである。しかしブラハ占領計画にアメリカ軍はなくソヴィエト軍占領地区に指定されていた。ブラハ市民は目前にアメリカ軍を見ながらドイツ軍と闘いつつ、やむなくソヴィエト軍による解放を待たねばな

らなかつた。一方チエコスロヴァキアのロンドン亡命政権は共產主義者との妥協の結果一九四五年三月すでに自由主義者と共產主義者の双方からなる連立政権をプラハの東方五百キロにある都市コシツェに樹立していた。このコシツェ政権が大戦後にチエコスロヴァキア駐留ソヴィエト軍の掩護射撃を受けつつ社会主義政権へと変身して行くのである。

連合国軍部隊によるチエコスロヴァキア占領は国土の東方大半の部分がソヴィエト軍によって行われたのに対して、アメリカ軍占領地区はブルゼニユ西方ニュールンベルクにいたる国境までであったのにもかかわらずコシツェ政権の自由主義派はアメリカ軍に対する期待が大きくソヴィエト軍の撤退を前提とする楽観論に立っていた。しかし事實は逆であった。この結果は一九四八年二月の共產党クーデター事件となって現れるのである。クーデターは成功しコシツェ政権の自由主義派外務大臣がチエコスロヴァキア議会の選挙をひかえて謎の自殺を遂げるのである。一九四八年三月十日早朝チエコスロヴァキア外務大臣ヤン・マサリクはプラハのチェルニン宮の窓から飛び降り自殺を遂げたことになっている。マサリクの死因が本当に自殺であるのか、あるいは他殺であるのか、それ自体も当時のチエコスロヴァキア共産党とソヴィエトとの関係を考えると興味あるところであるが、それ以上に注目すべきことはマサリク死の真相を追求すること自体が禁止されていることである。いわゆる「プラハの春」でチエコスロヴァキア国民の多数は再び真相究明を要求し支持したのであるがソヴィエトの軍事介入と同時に再度禁止されてしまった。マサリクの死因追求が可能か否か、これがチエコスロヴァキア自由化のバロメーターでもある。

その後チエコスロヴァキア共産党内部では主導権闘争と粛正の嵐が吹き荒ぶこととなるが一九五三年三月のスターリンの死から三カ月後に早くもスコダ工場労働者を中心とするブルゼニユ暴動が勃発している。この暴動はチエコスロヴァキアに自由化要求運動をもたらすかに見えたのであるが、軍による弾圧で消滅してしまった。次の自由化要求は、いわゆる非スターリン化の波がチエコスロヴァキア共産党にも打ち寄せて来た時であった。この波はノヴォトニ

一政権に対する不信として表面化した。その先頭を切ったのはスロヴァキア作家同盟であった。これに続いてスロヴァキア共産党も個人崇拜と党の官僚主義に対する批判を表明した。ノヴォトニー政権は第三次五カ年計画の失敗も表面化した次第に苦境に立たされることになる。一九六二年十二月開催のチェコスロヴァキア共産党第十二回大会は反ノヴォトニー色一色となり翌年四月スロヴァキア共産党第一書記にドブチュクが選出されるのである。この後チェコ共産党とスロヴァキア共産党との関係は対立の方向に進み始めるのであるが一九六八年一月ドブチュクはチェコスロヴァキア共産党第一書記に就任することになる。ドブチュクは第一書記就任と同時に検閲制度の廃止等一連の自由化政策を次々と発表しクレムリンを刺激するのである。ソヴィエト側はブラウダでチェコスロヴァキア批判を開始するがドブチュクの改革は止まることなく遂行され、いわゆる「人間の顔をした社会主義」を主張する。ソヴィエトはワルシャワ条約機構軍最高司令官ヤクボフスキーやグレチコ元帥らをブラハに派遣しチェコスロヴァキアの自由化を中止させようとするが、国民の圧倒的多数から支持されたドブチュクは党中央委員会の名においてソヴィエト共産党と対決することとなる。ついにソヴィエトはワルシャワ条約機構軍による軍事演習をチェコスロヴァキア領土内で開始し軍事的圧力をかけ始める。

チェコスロヴァキア共産党中央委員会の主張するところは共産党内部における民主主義の達成、共産党による一党独裁体制の廃止、複数政党制の保障、市場経済論理の導入等であり、党中央委員会機関誌「ルデ・プラボ」をもって広く宣言したのである。ソヴィエトから見れば、この宣言は社会主義共同体の統一と団結を破壊する内容であり、反ソヴィエト活動と判断した訳であるが、視点を変えて見るならば、チェコスロヴァキア共産党内部におけるノヴォトニーを中心としたチェコ共産党に対するスロヴァキア共産党の改革要求であった性格も有しているのである。しかし結果は、ソヴィエト共産党緊急中央委員会決定により、ワルシャワ条約機構統一軍によるブラハ占領という重大事態をまねいたのである。ソヴィエト軍を主力部隊とするポーランド、ハンガリー、ブルガリア、東ドイツ五カ国統一

軍は六三万の大軍をもってプラハ城を包囲しドブチェクらを逮捕しモスクワへ連行したのである。一九六八年八月二〇日午後十一時であった。いわゆるチェコスロヴァキア事件と呼ばれるものである。クレムリンの指導者達は、この軍事介入を正当化するために制限主権論という名の理屈を⁽¹⁹⁾発明したのである。その理屈によれば、社会主義国家群は全体として一つの共同体を形成しているの、ある一カ国が共同体全体の利益にかかわる問題に関して秩序と統一を乱す可能性がある場合は、共同体全体利益擁護という見地から、当該国家の国家主権を限制的に解釈し、その国家行動を規制することが出来るということである。しかしこのような解釈は国際社会で認められるべき性質のものではなく、そこには単に大国主義の露骨な姿が見えるだけである。チェコスロヴァキアの自由化は大国の軍事力によって弾圧され消滅してしまつたのである。

一九六九年四月ドブチェクは第一書記を辞任し後任にフサクが選出された。チェコスロヴァキア共産党中央委員会の人脈を見ると、改革推進派と目される人々にはスロヴァキア出身者が多い。現在のチェコスロヴァキア社会主義共和国は一九六九年一月のチェコ共和国とスロヴァキア共和国との連邦制によって成立した。連邦制であるということと同時に単一国家体制では機能しない部分があることを物語っている。人種別構成を見るとチェク人が六五%、スロヴァキア人が三〇%である。両者の間には民族的対立といったものは存在しないのであるがチェコ共和国地域とスロヴァキア共和国地域との経済的較差は存在する。またチェク人とスロヴァキア人の性格あるいは考え方にも多少の差を見ることが出来る。例えばチェク人は冷静、沈着、論理的であるのに対してスロヴァキア人は性急、活発、情熱的であるといわれる。「ブラハの春」の象徴的存在として注目されたアレクサンドル・ドブチェクもスロヴァキア人である。スロヴァキアの貧困家庭に生れ高等教育は成人して後に受けている。一九六三年四月スロヴァキア共産党第一書記兼チェコスロヴァキア共産党中央委員にドブチェクが選出された頃からスロヴァキア地方を中心に自由化への声が高揚し始めるのである。

「ブラハの春」がソヴィエト軍の戦車部隊によって蹂躪された後、ドプチェクに代ってフサクが第一書記となりチエコスロヴァキアに自由の季節が到来するのは遙かに遠い将来のこととなってしまった。チエコスロヴァキアに社会主義政権が成立する過程は解放軍としての占領軍であるソヴィエト軍の存在を無視することは出来ない。ソヴィエト軍の指令と支配⁽²⁰⁾のもとに、共産党による徹底した選挙妨害あるいはクーデターで反対派を追放し最終的に権力を掌握するというのが常套手段である。常に少数派である共産党が権力に到達し権力を掌握するための最大の武器はソヴィエト軍の軍事力そのものである。ドイツ軍からの解放者という名の新しい支配者、それがソヴィエト軍であった。このような状態で国民の真意が政治の場に表明されることはあり得ない。チエコスロヴァキア共産党の政策が政治的にも経済的にも国民の要求に応じ得ない原因の一つには、完全に自由かつ公平な選挙によって選出されたという事実がなく同時に自信もないからである。

「ブラハの春」から今年八月で二一年が経過した。現在のチエコスロヴァキアに政治的自由は存在しない。国民の生活水準も西側諸国と比較して高くない。しかし現在直ちにポーランドやハンガリーのような自由化の波が起るとも思われない。それは伏流水として地下深くを流れているようである。表面化しない理由の一つは、現政府が弾圧政策を強行していない⁽²²⁾からである。経済政策においても西側資本の導入に熱心であり自国通貨コルナの価値もポーランド・ズロチよりは高い。即ち国民大多数は政治面でも経済面でも承認限度内の生活を営むことが可能である。国民の多数がこの承認限度を越えたと判断するならば、またしても自由化の大きな波が打ち寄せることであろう。それまでは現状維持のまま推移するものと思われる。チエコスロヴァキアの置かれた地理的条件を見れば、東西を大国によって狭まっている。ハプスブルク家に三百年間支配され、独立するや否やナチス・ドイツによって解体され、大戦後はソヴィエトの管理下におかれている。しかし民族としての生命が絶えたことはなかった。伏流水が地上に噴出することがあるとすれば、またしてもスロヴァキア⁽²³⁾の古都ブラチスラバにおいてではあるまいか。

本稿では東欧八カ国全部について論ずる予定であったが、すでに与えられた紙面は終了してしまった。他の六カ国ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、アルバニア、ユーゴスラヴィア、東ドイツに関しては機会があれば別途論ずることとしたい。

- (1) 民主政治、デモクラシーの意味に相当するポーランド語は *Ludowaxadztwo* (ルドワットフォ) であるから、より正確には *demokracja Ludowa* となる。
- (2) ルーマニア共産党は小スターリンと呼ばれたデジによる二〇万人にもぼる粛正の結果、自由主義的傾向を有する者は排除された。
- (3) 戸沢鉄彦『人民民主主義の研究』上巻、二頁。
- (4) 木内信胤『東欧の研究』序一頁。この予測は昭和四一年八月十五日付でなされている。
- (5) 潮田江次『政治の概念』三頁。
- (6) 藤原守胤『アメリカの民主政治』四頁。
- (7) 農業生産の不振は天候不順のためばかりではない。ソヴィエト農業の実態は不明な点が多く、例えば生産不振といいたがら本当に必要な生産があるにもかかわらず、農民が生産物を積極的に政府に供出せず、支払条件の有利な方面に流通している場合も十分あり得る。なおソヴィエト農業の優秀な研究として次の文献がある。重光晶『ソ連農業の統計的研究』日本国際問題研究所、著者 Roy D. Laird, Joseph Haja, and Betty A. Laird, "The Future of Agriculture in the Soviet Union and Eastern Europe", Westview Press, Inc. Boulder, Colorado, 1977.
- (8) 農産物の悪質な隠匿蔵事件としては中央アジアの共和国党最高幹部が大量の横流し事件を起こしゴルバチョフ政権発足最初の事件として摘発されたことがソヴィエト政府によって公表されている。このような生産物と通貨の交換が正規の流通経路以外で大規模に行われており、いわゆるアンダーグラウンド・マネーが伏流水の如く流れていると考えられる。従って、ソヴィエト経済の実態を公表された統計資料だけで比較判断してもあまり意味がない。
- (9) ソヴィエト社会主義共和国憲法第五〇条「国民の利益に適合し、かつ社会主義制度を強化し発展させるために、ソ連邦の市民には言論、出版、集会、ミーティング、街頭行進、デモンストレーションの自由が保障される。これらの政治的自由の実現は勤労者ならびにその組織への公共建築物、街路、広場の提供、情報の広範な普及、出版物、テレビジョン、ラジオを利用する可能性によって保障される。」モスクワ・プログレス。
- (10) 第七〇条「ソヴィエト社会主義共和国連邦は社会主義連邦制にもとづき、自由な民族自決ならびに平等のソヴィエト社会

主義共和国の自発的統合の結果形成された単一の連邦的多民族国家である。ソ連邦はソヴィエト国民の国家的統一を体现するものであり、共産主義を共同して建設するためにすべての大小民族を團結させる。」

第七二条「各連邦構成共和国にはソ連邦から自由に脱退する権利が留保される。モスクワ・プログレス。」

(11) 臨時政府はソヴィエト、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィアによって直ちに承認される。

(12) 世界経済調査会『東欧の研究』一八九頁。

(13) ポーランド通貨ズロチの下落率は非常に高く価値は年々減少している。現に政府はポーランドに入国する外国人に対して滞在一日につき十五アメリカ・ドルの割合で外貨を強制的に両替させている。この場合は公式レートが適用されるが実際の流通の場においてはドルに対してはるかに低いレートでズロチが交換されている。経験した事実から判断すれば政府は半ば黙認しており、ポーランド経済はドル決済とズロチ決済の二重構造をなしていると思われる。ただしドル決済の経済活動は政府公式の統計には一切公表されないのも不明である。それ故ポーランド経済の現状理解に公表された統計だけで判断することは実態把握にはあまり役立たない。国民の一部にせよ自国通貨よりも外国通貨ドルをほしがるといふことはポーランド政府の威信にかかわることであると同時にポーランド経済が正常でないことを示すものである。

(14) ロコソフスキー元帥、一九四九年ポーランド国籍、一九五七年ブルジョア共和国共産党中央委員。

(15) 統一労働者党中央委員会秘密選挙の結果ゴムルカ対ロコソフスキーは五二対二三であった。

(16) 一九八九年十二月十四日モスクワ放送。

(17) 『世界政治』、No.613、五二頁。

(18) クレア・スターリング、茂木政・河合伸訳『チェコ戦後史の謎』。

(19) プレジネフ・ドクトリン。

(20) 一九四八年二月の共産党クーデター事件は、クレムリンの指令によるものであり、二月十九日スターリンの特使としてプラハに到着したズディネク・フィールリングはクーデター実行計画の事実上の指揮官であった。

(21) 今年一九八九年八月二〇日の「プラハの春」記念日に偶然にもプラハに滞在した。プラハ4のパンクラーツ刑務所跡地に建設されたフォラムホテル・プラハからプラハ城方面を望むと、電波塔のような異様なタワーが目にはいる。西側テレビ電波を攪乱するための妨害電波塔であった。チェコスロヴァキア政府の意思で建設したものであるのか、あるいはクレムリンの指令で建設したのか何人かのチェコスロヴァキア人に質問を試みたが明確な解答は得られず、「政治的質問はしないほうがよい」という忠告を受けた。この異様な電波塔が消滅する日にこそ本場の「プラハの春」が訪れるのであろう。

(22) 弾圧強化が行われていない具体例として、西側テレビ電波に対する妨害電波塔が建設されているが国民は各家庭に妨害電波を回避して西側テレビ電波を受信することが出来るアンテナを立てている。このアンテナは丁度衛星テレビ用アンテナのよ
うに円形で大きく街路から一目瞭然であるが、政府は取締の対象としていない。従って自由に西側テレビを受信出来るのである。異様な電波塔は国民弾圧の道具というよりはクレムリンに対する見せかけの忠誠心の小道具と考えることも出来る。

(23) 「ブラハの春」はスロヴァキアのブラチスラバ作家同盟の声明によって火蓋が切られた。スロヴァキア共和国の古都ブラチスラバは今日のチェコスロヴァキアの梁山泊の観がある。

(追記) 本論文は一九八九年九月三〇日付（原稿締切日）で執筆されたものである。その後の東欧諸国における政治的激変は本論文の予測と大きく異なるところがあるが、東欧における社会主義体制の崩壊は逆の意味で現実となったので、ここにあえて掲載させていただく次第である。従って一切の加筆修正はしていない。